

令和元年度裾野市農業委員会 8月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月13日(火) 午後1時30分から午後2時20分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文			東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平		
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
		11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

5	手綱 史芳	7	西島美津代	富岡	眞田 正昭
---	-------	---	-------	----	-------

5. 事務局出席者

事務局長 杉本一之 書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

4	鈴木 昭子	8	飯塚 芳正
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 8号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 議第18号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (3) 議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第20号 非農地証明願の裁定について
- (5) 議第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について
- (6) 議第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会8月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、4番 鈴木昭子委員、8番 飯塚芳正委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第8号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第8号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について (議案朗読)

- 議 長 　　ただ今の報第 8 号について、質疑等がありましたらお願いします。
- (質問、意見等 　なし)
- 議 長 　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第 1 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の裁定について を議案と
します。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 　　はい。議第 1 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の裁定について 番号 1
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長 　　続きまして、地区担当委員 1 0 番 杉山克己委員から議案について説明をお願い
します。
- 地区担当委員 　　申請地は、向田小学校から南に約 5 0 m のところに位置しています。申請地は農業
振興地域内にある農用地です。面積は二筆合わせて 815 ㎡で、地目は登記簿が田、現
況が休耕地です。
申請地は、平成 2 3 年に渡人が相続により取得しました。ですが、体調がすぐれず
申請地の維持管理が行えないため、買ってくれる人を探していました。そこで、近隣
地区で複数の農地を維持管理している受人が申請地を購入することで話がまとまり、
申請に至ったものです。
なお、購入する 2 筆の内、茶畑 1 1 7 7 - 2 については狭小で飛び地の農地となり
ますが、隣地の転用事業において通作路を確保する計画となっているため、営農状況
に問題はないかと思われます。
耕作は受人と妻で行いますが、両名とも 2 0 年の農業経験があり、経験や技術につ
いても問題ありません。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題
はないと思われます。申請地取得後の経営農地は 6, 402 ㎡で、下限面積を満たしてい
ます。通作に係る時間は自宅から車で 1 0 分程度です。
他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、
地域との調和についても問題ありません。耕作計画によると、芋類と夏野菜を作付す
る予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。
- 議 長 　　ただ今の議第 1 8 号について、質疑等がありましたらお願いします。
- (質問、意見等 　なし)
- 議 長 　　質疑等がありませんので、お諮りします。議第 1 8 号 番号 1 について、本案を原
案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手多数)
- 議 長 　　それでは、賛成多数で許可することに決定します。
次に、議第 1 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 1
を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 　　はい。議第 1 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 1
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長 　　続きまして、地区担当委員 9 番 神戸俊之委員から議案について説明をお願いし
ます。

地区担当委員

申請地は、町震コミセンの約 250m 南東側に位置します。現況は休耕地となっています。

受人は家族で4台の車両を所有していますが、2台を自宅前駐車場、残り2台は300m離れた家族経営の会社駐車場に駐車しており、不便しておりました。自宅すぐ近くの土地を所有していた渡人に相談したところ、売買し駐車場へ転用するというので話がまとまったため、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東側は田、西側は道路、北側は宅地、南側は駐車場に接しています。

場内はコンクリート敷きとし、雨水は前面道路側溝へ放流します。また、東側住宅との境には、鉄筋コンクリートの擁壁を整備し、南側駐車場との境にはブロックを積み、雨水対策を講じることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当推進委員 10番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、向田小学校から南に約70mのところのところに位置します。現況は休耕地となっています。

借人は申請地から1,500m南西側に本社を構え、建設業を行っております。現在の資材置場が手狭になり、土地を探していたところ体調が優れず耕作が出来なくなっていた貸人との間で使用貸借の話がまとまったため、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北・西側は田、東側は道路、南側は宅地に接しています。

雨水排水対策としては、敷地内に敷地内集水桝3つと雨水集水桝を設置し、敷地南側裾野市道内道路側溝に放流します。田の間には鉄筋コンクリートの擁壁を設置することから、周辺農地への影響は少ないと思われます。また、敷地内西側の農地が残

地として残るため、裾野市道から畑へ幅員3mの通作路を確保します。ご審議のほど
よろしくお願ひします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号2について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に 議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3
を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 10番 杉山克己委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員 申請地は、青葉台団地から約500m北東側に位置しています。現況は畑及び不耕作
地となっています。

賃借人は、主に太陽光発電事業を行っており、優良な事業地を探していたところ、
一団の土地で日当たりの良い申請地が候補地として挙がりました。
賃借人は、これまで畑及び山林として維持管理を行っていましたが、今後の維持管理
が困難であることから、賃借人の提案に合意し、太陽光発電設備敷地として、パネル
4,560枚を設置する計画で話がまとまり申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は
問題ないと思います。

建築物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。本
案件は2,000㎡を超えることから土地利用事業に該当しますが、既に裾野市土地利用
対策委員会の承認を得ており、経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契
約の手続きも進められています。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面
積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路を挟んで太陽光発電設備敷地、西側は太陽光発電設備敷地、南・東側は、
山林に接しています。雨水対策として、一番低くなる敷地に西側に調整池を設け、埋
設排水管を通して東側の入田川支流へ放流します。

A工区はチップ材敷きとし、道沿いのB工区と調整池にあたるC工区は碎石敷きと
なりますが、定期的に巡回し、専門業者による除草を実施します。

以上のことから、周辺農地への影響はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願
ひします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

神戸俊之委員 転用面積が14,000㎡を超える大規模な事業ですが、この事業に関して周辺住民へ
の周知は行っているのでしょうか。

事務局 はい。この転用事業は面積が2,000㎡を超えるものであるため、裾野市の土地利用

事業に該当しています。土地利用事業に該当する事業に関しては、土地利用委員会から事業者に対し、周辺住民に対する説明を実施するよう指導されています。

また補足ですが、申請地及びその周辺にある農地へ続く道路の幅員が狭いため、太陽光設備の設置工事期間においては、転用事業者によって現場付近に交通整備の人員が配備される計画となっています。

議 長 その他、発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 而島 徹夫委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、裾野消防署の約380m南西側に位置します。現況は338-1は畑、340-1は休耕地となっています。

受人は申請地から50m西側に本社を構え、製造業を行っております。ここ数年の受注量増加と建物の老朽化に伴い工場の修繕及び増築を計画したところ、建築基準法の基準を満たすため、接続する市道2067号線の道路拡幅が必要であることが判明しました。渡人に相談したところ、申請地を転用し道路を拡幅ことに同意を得られたため、申請に至りました。

申請地は水管、ガス管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域であり、500m以内に2つ以上の医療施設、公共施設があるため、農地区分は、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東・西側は宅地、北・南側は畑に接しています。拡幅した道路の両脇には側溝を設け、雨水は道路側溝、排水管を通して西側普通河川へ放流することから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第20号 非農地証明願の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第20号 非農地証明願の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 大庭学委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、切遠コミセンの約90m東側に位置します。願出地の現況は、願出人の居宅敷地の一部となっています。面積は244㎡です。
願出地は、平成25年に願出人が相続により取得しました。願出地は、願出人の夫が昭和44年に居宅を建築して以来、住宅敷地の一部として使用されています。
敷地内の建築物は全て建築確認が済んでおり、建築基準法、都市計画法上問題はありませぬ。昭和51年以前から宅地として利用されているため、新たに住宅を建てる際には、願出地も敷地として認められることを市の担当課で確認しております。
建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後10年以上経過して農地への復元が容易でないと認められます。
願出地の北側は官地、西・南側は宅地、東は畑に面しています。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第20号 番号1について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。
次に、議第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 芹澤渉一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は社会福祉法人キッズセンターあいから西に約100mのところの位置しています。申請地は農業振興地域内にある農地で、地目は登記簿・現況共に畑です。面積は649㎡です。
貸人は、平成4年に相続により利用権設定地を取得しましたが、全体の耕作管理を自身で行うことが難しく、借りてくれる人を探すため、市農業委員会事務局に相談していました。
一方借受人は、現在三島市の農園で研修生として働きつつ、就農に必要な農地を探しており、同様に市農業委員会事務局に相談していました。そこで、今回の利用権設定地の紹介を受け、面積・場所等も条件に見合うことから、借り受けることで話がま

とまり、申請に至ったものです。

借受に関しては中間管理事業を活用しますが、機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者は新規就農者のため経営面積は現在0㎡ですが、三島市の農園での研修経験があるほか、就農当初はハーブ農家である友人に指導を仰ぎながら技術を磨いていく計画であるため、貸付後の営農に問題はないかと思われます。貸付期間は10年間で、貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、パクチー等を中心としたハーブを作付けし、提携しているレストランへの販売を行っていく計画です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第21号 番号1について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 8番 飯塚芳正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、三菱アルミニウム株式会社富士製作所の東側区域と、キッズセンターあい南側に位置します。願出地の面積は9筆合計6,736㎡です。地目は田、畑、山林、及び原野です。現況は田及び畑として、適正に管理されております。

願出人は、被相続人の長男で、現在60歳、職業は会社役員です。昨年11月に被相続人が死去したため、相続人の間で遺産分割協議を進めておりましたが、この度、願出人が願出地で農業を続けることになり、協議が整いました。そこで、租税特別措置法第70条の6第1項による相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を申請するものであります。

現況と同じく、願出地では水稲や露地野菜を作付する計画です。願出人と妻の久美子さん、近くに住む姉と弟の4人で耕作管理を行います。願出地は、耕作に関する特段の支障はないものと思われます。

願出人及び家族は、被相続人が亡くなる前から30年ほど耕作を手伝っておりまして、願出人の年齢、家族構成等からも、今後自らが耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第22号 番号1について、

本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で証明することに決定します。

以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会8月総会を閉会します。

令和元年8月13日 (会議録署名人)

4番署名人

鈴木 昭子

8番署名人

飯塚 芳正